

きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則

平成10年3月31日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例（平成9年渋谷区条例第41号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(指定喫煙所の指定)

第1条の3 条例第2条第12号の規定による指定喫煙所の指定は、その名称及び所在地を告示することにより行うものとする。

(ボランティアの体制整備)

第2条 区長は、環境ボランティアの体制を整備するものとする。

(ボランティアの活動内容)

第3条 環境ボランティアは、日常的な清掃活動、環境美化及び浄化に関する啓発活動その他区長が必要と認める活動を行うものとする。

(重点地区の指定)

第4条 区長は、条例第9条第1項の規定により重点地区を指定するとき又は同条第2項の規定により重点地区の指定を変更し、若しくは解除するときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 重点地区の範囲

(2) 重点地区を指定、変更又は解除する期日

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(地域関係者)

第5条 条例第10条の地域の関係者とは、次に掲げるものをいう。

(1) 町会及び自治会

(2) 商店会

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(飲食料の自動販売機)

第6条 条例第12条第2項に規定する飲食料の自動販売機とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品（区長が特に認めるものを除く。第9条にお

いて単に「食品」という。)を販売する自動販売機をいう。

(回収容器の設置基準)

第7条 条例第12条第2項及び第3項に規定する回収容器の基準は、次に掲げるとおりとし、飲食料販売事業者は、臭気、害虫等の発生を防止できるよう、これを適正に管理しなければならない。

(1) 容量は、飲食料の自動販売機及び飲食料販売事業者において販売された飲食料から発生するごみを回収するために十分なものであること。

(2) 不浸透性かつ清掃が容易な構造であること。

(飲食料販売事業者の指定区域)

第8条 条例第12条第3項に規定する区規則で定める区域は、別表に定めるとおりとする。

(飲食料販売事業者)

第9条 条例第12条第3項の飲食料販売事業者とは、食品の販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。)を行う事業者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第34条の2第2号に規定する飲食店営業その他の食品をその場で飲食させる事業を営む者で、食品の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において食品を飲食させる役務の提供をいう。)のみを行うもの

(2) 店舗における対面販売を行わず、専ら配達の方法により食品を提供する事業を営む者
(自動販売機設置者等への勧告)

第10条 条例第12条第5項の規定による勧告は、吸い殻入れ及び回収容器設置・適正管理勧告書(別記第1号様式)により行うものとする。

(自動販売機設置者等への改善命令)

第11条 条例第13条第1項の規定による改善命令は、吸い殻入れ及び回収容器設置・管理改善命令書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 条例第13条第1項の改善その他の措置を行う期限は、通知の日から起算して30日以内とする。

(公表)

第12条 条例第13条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を区のウェブサイトに掲載して行う。ただし、区長が必要と認めるときは、渋谷区役所庁舎前の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

- (1) たばこ自動販売機設置者等、飲食料自動販売機設置者等又は飲食料販売事業者の氏名及び住所
- (2) 自動販売機又は飲食料販売事業者の対象店舗の位置
- (3) 違反の内容
- (4) 改善命令の内容及び期限
- (5) 意見陳述があったときはその要旨
- (6) その他区長が必要と認める事項
(意見を述べる機会の付与)

第13条 条例第13条第3項の意見陳述は、渋谷区行政手続条例（平成9年渋谷区条例第6号）に定める弁明の機会の付与の例により行う。

(空き地所有者等への除去勧告)

第14条 条例第16条の規定による除去勧告は、雑草除去勧告書（別記第3号様式）により行うものとする。

(空き地所有者等への除去命令)

第15条 条例第17条の規定による除去命令は、雑草除去命令書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 条例第17条の雑草を除去する期限は、通知の日から起算して20日以内とする。

(立入調査)

第16条 条例第14条第2項及び第18条第2項の証明書は、立入調査員証（別記第5号様式）とする。

(路上障害物等の除去勧告)

第17条 条例第20条各項の規定による除去勧告は、路上障害物等除去勧告書（別記第6号様式）により行うものとする。

(除去した路上障害物等に対する措置)

第18条 条例第21条第1項の除去及び一時保管の措置、同条第2項の規定による公示、同条第3項の規定による通知、同条第4項の廃棄等の処分は、各処分の根拠となる法令に定められた手続によりこれを行うものとする。

2 条例第21条第4項の区規則で定める期間は、同条第2項の公示の日から起算して3月とする。ただし、法令に期間が定められているときは、当該法令に定める期間とする。

(過料)

第19条 条例第23条第2項、第3項又は第4項の規定により過料に処するときは、その

者に対し、次に掲げる書面によりあらかじめ告知し、弁明の機会を付与する。

(1) 違反告知書（別記第7号様式又は別記第7号様式の2）

(2) 弁明書（別記第8号様式）

2 前項に規定する書面を交付しようとする場合は、条例の施行に必要な限度において、過料に処する相手の氏名、住所その他必要な事項につき確認できる書類の提示を求めることができる。

3 第1項の規定による手続を行った後、過料に処するときは、過料徴収通知書（別記第9号様式又は別記第9号様式の2）を交付する。

4 条例第23条第2項の規定により処する過料の額は、50,000円とし、同条第3項又は第4項の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

（きれまち指導員）

第20条 条例第23条第2項、第3項又は第4項に規定する過料の処分に係る事務を行わせるため、きれまち指導員を置く。

2 きれまち指導員は、常に身分証明書（別記第10号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（顕彰）

第21条 条例第24条の顕彰は、表彰状又は感謝状を贈ることにより行うものとする。

2 顕彰を受けるべき者が、顕彰を受ける前に死亡した場合は、前項の表彰状又は感謝状はその遺族に授与する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第99号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第31号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のきれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和8年規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のきれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和8年規則第50号)

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

区域
渋谷一丁目から三丁目まで
神南一丁目
宇田川町
道玄坂一丁目及び二丁目
円山町
桜丘町
神宮前一丁目から六丁目まで
東三丁目
広尾一丁目
恵比寿一丁目及び四丁目
恵比寿西一丁目及び二丁目
恵比寿南一丁目から三丁目まで

備考 この表における各区域は、住居表示をいう。